

HISTORICAL RESEARCH NOTE / 2026.10.25

喜田川守貞という人物は何者だったのか

『守貞謾稿』の成立、家業、経済的挫折と史料の限界

Hisashi Itoh (hisashi-ito) Qiita: <https://qiita.com/hisashi-ito> GitHub: <https://github.com/hisashi-ito/>

図1 喜田川守貞の創作的な想像図（提供画像）。本人の肖像・実際の取材場面を示す史料ではない。背景も複数都市のイメージを合成した表現である。

要旨 | 喜田川守貞（1810年生）は、大坂出身で江戸の北川家を継いだ商人であり、1837年からの見聞をもとに江戸・上方の風俗を分類して記録した。本稿は、一次史料の公開翻刻、博物館報告、図書館書誌、研究者の紹介文を区別して人物像を再構成する。「裕福な隠居商人」「子への家業移譲」「浮世絵師志望」「1841年の政策による破産」は、現状では確定できない。

1. 研究目的と証拠の扱い

『守貞謾稿』の本文は有名だが、著者の個人史には大きな空白がある。問いは単純である。守貞はどのような経済・家族環境のもとで、長期間にわたり巨大な風俗記録を作成できたのか。本稿は人物の伝説化を避け、資料に書かれていることと、そこから推測されたことを切り分ける。

本稿では証拠を三層に分類する。A：本人の文章として伝わる記述、B：博物館・書誌・研究者が示す確認可能な情報、C：人物像や動機についての推測である。ただしAも、公開翻刻だけを読んだ箇所は自筆稿本の字形まで直接照合したことを意味しない。この留保が今回の調査では重要になる。

2. 守貞の略歴と家業

2.1 1810年の出生と1840年の転機

「概略」の公開翻刻では、守貞は文化7年（1810）6月に大坂で生まれ、本姓を石原と記す。天保11年（1840）9月、数え31歳で江戸に来て、北川家を継いだ。川越市立博物館

も同じ年代を説明している。^[1,2] 満年齢では1840年は30歳前後に相当する。

ここでの重要な区別は「北川家の家督を継いだ」とこと、「どのような条件で養子入りしたか」および「具体的に誰と婚姻したか」である。後者について、家系資料・婚姻記録を未確認のまま断定すべきではない。

2.2 砂糖問屋と商人としての立場

後世の紹介記事は、後集巻之一の記述を根拠に北川家を砂糖問屋と説明している。^[3] これは妥当な探索上の起点だが、業務規模・年間取引額・持株・店舗数・純資産について確たる数字は得られていない。

なお、巻之五の砂糖の追書は、北川の祖父ら4人が寛政年間に駿河・遠江で製糖を農民に教えたと読める（書写資料の画像、付録参照）。製糖の技術を教えたことと、砂糖問屋であることは別であり、この段は家業を砂糖問屋とは書いていない。後集巻之一の「砂糖」の項には、製糖の創始の時のこととして「余が舅小島…」が池上太郎左衛門と力を合わせ

て農民に教えた、と読める文がある（読みは中確度、付録参照）。砂糖を扱っていたことは、豪商であったことの十分条件ではない。流通網や商人信用を持っていた可能性がある一方、負債、仕入資本、別家の事情などは不明である。「裕福な家に婿入りした」という通俗的なイメージは、現段階では強すぎる。

3. 『守貞謄稿』は日記ではない

3.1 1837 年からの紙片と編集工程

「此冊子、天保八年以来、見聞ニ随ヒ是ヲ散紙ニ誌シ」という言葉は決定的である。1837 年以降に見聞を紙片へ書き留め、その後に項目別に分類して冊子化したことを本人が説明している。^[2,4]したがって、本書を 30 年間の日録とみなすのは誤りであり、長期間の観察ノートを再編集した主題別の風俗誌と捉えるのが適切である。

本人は記述量に粗密があること、重複・脱落が起こり得ること、白紙を加筆用に残したことも記した。観察・メモ作成・編集・追記は同じ時点の行為ではない。^[4]これを混同すると、記述対象の年代を著者の年齢へ直接対応づける誤りが生じる。

3.2 1840 年以前の観察という問題

高橋雅夫氏の刊行文には「1837 年に初めて江戸に下り、東西の風俗の差に驚いた」との説明がある。一方、守貞本人の「概略」を引用する博物館資料は 1840 年の江戸来訪を挙げる。^[1,5]両者は必ずしも「1837 年に一度訪問し、1840 年に移住」で解消されるとは限らない。1837 年の初来訪を裏づける独立した一次史料は、本調査では確認できていない。この点は残る検証課題である。

4. 1853 年という節目

4.1 商売への復帰と執筆時間

1853 年冬の「概略」には「頃日賈道に復して閑暇乏しく」とある。商売に戻って暇が乏しい、という当人の説明である。^[2,4]これは「財産を失った後、長く無職で悠々自適に執筆した」という人物像に対する明確な反証になる。ただし復帰の仕事が家業そのものか、別種の商売か、売上規模がどの程度だったかは分からない。

4.2 原稿を川越に預けた事情

ベリ来航後の不穏な状況を懸念し、守貞は原稿を財物とともに櫃へ納め、川越の親族に預けたと記す。後に原稿を取り戻して追記した。^[1,2]川越市立博物館も親族の身元は不明としている。この行動から「保管を頼める親族がいた」ことは言えるが、家族が仕送りをしていた、残余資産が巨額だった、という推論には飛躍がある。

書写資料の 4 コマ目（画像）では、右頁の本文に「賈道ニ復シ」「川越ノ親族ニ托ス」と読み、末尾に「嘉永六年癸丑冬喜田川舎山述」とある（読みは中確度）。左頁には追書があり、趣旨は次のように読める。墨夷（アメリカ人）が来て戦争になるかと思ったが、幕府が無事を旨としたので事は起きず、原稿はすぐ川越から戻した。癸丑より後のことを加えるときは別に墨で書き、他人の筆が加わるなら元の筆と混ぜてはならない。読み切れていない字が複数あるため、この趣旨は未確定である。趣旨が合っていれば、稿本の元の筆、追加の筆、他人の筆を区別して読むことを、守貞自身が求めている。

5. 破産・閑居・執筆という仮説

5.1 「産を破る」の射程

1852 年ごろに「産を破る」という守貞の言葉があった、とする紹介がある。しかし本調査では、概略、二つの追書、後集巻一の頭尾の画像（書写資料）にこの句を見つけられず、出どころは未確認である。したがって、破産年・事業の清算内容・家産の残存額を確定事項として扱わない。その表現が当時の法的な破産処理を意味したのか、事業上の大損失を意味したのかも別に検討すべきである。

仮に家業に失敗したとしても、住宅、親族の支援、別口の取引、妻側の資産などは理屈の上では存在し得る。だが、「存在し得る」と「実際に存在した」は異なる。必要なのは商家の帳簿、信用関係、家督相続資料、あるいは本人による収支への言及である。

5.2 子どもに仕事を任せた説

「若い頃に商売をし、子どもが育ってから家業を任せ、執筆時間を増やした」という筋書きは歴史的に自然な仮説ではある。しかし、子どもの人数、跡継ぎの存在、家督譲渡年、家業の委任を示す資料はいまのところない。本文の「子孫に遺す」も、現に実子がいることの直接証明ではない。

執筆が後年に加速したかも、書写年代別の分量比較をしなければ分からない。重要なのは「生活史の仮説」と「書誌学的に検証可能な執筆速度」を結びつける分析である。

6. 絵画技術と浮世絵師志望説

守貞が大量の線描図を制作したのは、稿本そのものが証拠となる。高橋雅夫氏の図版集成は現存自筆稿本 31 冊に含まれる約 1,800 点の図版を収録する。^[5,6]ただし、絵を描けることと、職業として浮世絵師を志したことは同一ではない。

高橋氏が公開した刊行文では「絵を描く素養があった」と述べるが、入門先・師匠・画塾での修業を示す証拠は挙げられていない。^[5]後世の人物評で展開された「画家を志した若者」という像を、そのまま伝記的事実に昇格させるべきではない。

彼の図には鑑賞用の美術作品とは異なり、服装、道具、店先の配置などを比較可能な形で残そうとする傾向が見える。この観察は図版を読むうえで有益だが、それも個別図版の用途と他資料との照合によって評価すべきである。

7. 1841 年の株仲間解散令との関係

天保 12 年（1841）、幕府は株仲間を解散させる政策を進めた。商人組合の独占の特権を緩め、物価や流通を是正しようとしたが、取引秩序への影響もあり、嘉永 4 年（1851）には再興政策へ転じた。再興は旧来の権利をそのまま戻す措置ではなかった。^[7,8]

- 1840 守貞が江戸へ来て北川家を継ぐ（本人の記述）。
- 1841 株仲間解散令（幕府の政策）。
- 1851 株仲間再興が進む。
- 1853 商売への復帰と時間不足を守貞が記す。

これらの時間的な接近は興味深いが、北川家がどの問屋組合に属し、具体的にいかなる損失を受けたかを示す証拠はない。1841 年の制度変更を守貞の経済的失敗の原因とするのは、現時点では因果関係の過剰推定である。

8. 晩年の自己評価と著作の伝来

1867 年 5 月の追書として伝わる文章では、守貞は自分の著述の拙さを悔やみ、廃棄して渋紙にしようかと思った、と述べる。最後は後世の批判を覚悟して蔵に収める。^[2,4]書写資料 6 コマ目（画像）では、「先年閑居ノ日、後世ニ遺サント

此書ヲ編シ、今適々閱スルニ其拙ナルコトヲ後悔スレバ、廢シテ渋紙ニ製セント欲セシガ、又流石ニ数（日か年か）ノ費シムルコトナレバ百年ノ遺笑ヲ思ヒ、再び蔵メ置ク」と読める。「数日」か「数年」かは読み切れていない。ここで守貞は書を編んだ時期を「先年閑居ノ日」と呼ぶ。概略の「閑居」と同じ語だが、その閑居が1837年の深川か1852年前後かは、この一文からは決まらない。一種の謙遜表現としても読めるため、実際に原稿を捨てる意志がどこまであったかは確定できない。しかし少なくとも、自己評価と保存意識をうかがわせる珍しい記録である。

稿本は生前刊行されず、1908年に『類聚近世風俗志』として翻刻刊行された。^[1] また国立国会図書館の所蔵書誌には、狩野亨吉からの1904年2月12日の寄贈が記録されている。^[9] 古書店で1901年に発見・売却されたとする紹介記事^[3]と矛盾するとは限らないが、両者をつなぐ売買・旧蔵の履歴は本稿では確定できていない。

9. 研究上の到達点と未解決問題

裏付けの比較的強い事項 (A/B) 1810年の大坂生まれ、石原姓、1840年の北川家継承、1837年からのメモ蓄積、1853年の商売への復帰、川越の親族への原稿一時預託、1867年までの追記、著作の大規模な図版群。

引き続き留保する事項 (C) 裕福な豪商だったという資産評価、実子や後継者の存在、家業委任による執筆の加速、完全破産後の資産、浮世絵師志望、1841年の経済政策が個人の失敗を招いたという因果関係。

結論として、守貞は商人と観察者の両面を備えた人物であり、長期間のメモを分類して膨大な風俗誌を作成した、とまでは確かに言える。しかし、その執筆を支えた具体的な家計・労働時間・家族の分業については、人物紹介をいくら集めても分からない。今回の最大の成果は「未確認」を明示できたことである。

10. 次に検証すべき史料

1. 自筆稿本の「概略」・後集：1840年と1837年の関係、「産を破る」の原文、追記の書写年代を画像から直接照合する。
2. 高橋雅夫『守貞謄稿図版集成』関連年表（332-335頁）：家族名・砂糖問屋の系譜について、典拠まで確認する。^[6]
3. 高橋雅夫「喜田川守貞と『守貞謄稿』概説」（1996）：現時点で本文未入手。公開書誌のみ確認。^[10]
4. 巻7の4コマ目「守貞、幼年ノ頃大坂ニ来リ」の続きの行と、後集巻1の未読の約35コマ（砂糖問屋の記述の有無）、「余ガ舅小島」の次の字を、画像で読む。
5. 商人名簿・問屋株・町方史料：北川家の営業規模、家督、負債、家族構成を独立史料で検証する。

11. 補論：仮説を反証可能にする

11.1 執筆速度の検証

「子どもが成長したため執筆速度が上がった」という仮説の検証には、まずいつ、どれだけ本文を書いたかを復元する必要がある。本文に付記された年記、筆跡、紙質、墨色、修正の重層性、冊子の製本事情を比べ、少なくとも「1837-1840年」「1841-1852年」「1853-1867年」といった期間別の書写量を推定する。しかし、後年の清書や過去のメモの写し込みがあれば、筆記年は観察年ではなくなる。そこで、資料

の記載日・書写日・対象年代を別々の列に記録する台帳が必要になる。

11.2 商人としての経済基盤の検証

破産後にもまとまった資金があったかという問いは、破産前の資産額、負債、事業と家計の区分を確認して初めて答えられる。守貞個人の筆記具購入だけを根拠に裕福さを測定することはできない。帳簿が残らない場合には、商人名簿、町会所の記録、砂糖の問屋仲間資料、養子縁組時の取り決め、家屋・地所の名義などを横断する。そのとき同姓同名の別人や、商家の屋号と個人名の混同を避ける必要がある。

11.3 家族の存在と家督譲渡

「舅」「子孫」「親族」という語が同一人物を指すとは限らない。江戸期の商家では血縁と家の継承が一致しない場合があり、養子、再養子、別家、婚姻、名跡の相続を区別すべきである。子がいたかどうか、子が家業を任されたかどうか、守貞が家業を離れたかどうかは、それぞれ独立した命題である。ひとつを認めても残りは導かれない。

12. 公開資料の特有の落とし穴

12.1 検索結果の数は証拠の数ではない

同じ「概略」の文言が個人サイト、紹介記事、博物館だよりに現れても、独立した証言が三つあることにはならない。校訂版を介した同一系統の引用なら証拠の独立性は低い。本稿は出典ごとの原典との距離を重視した。原本が公開されていても、特定箇所を画像で読まない限り翻刻の正誤は検証できない。

12.2 年号の異同は人物像を変える

1837年はメモの蓄積開始、1840年は江戸来訪と北川家継承とされる。ある人物評が「1837年の江戸体験で驚いて記録を始めた」と描くと、三年の差が物語的な因果に変換される。反対に「商売で失敗したから執筆を始めた」と描くと、1837年に既に収集していたという証言を説明できない。守貞の動機は複数あった可能性があるが、刺激的なエピソードと年代を結びつけただけでは証明にならない。

12.3 本稿の暫定的な人物像

確認できる範囲で守貞は、商業の現場に関わりながら、地域差に敏感な視点で資料を集め、自分なりの分類体系を持っていた観察者である。ただし「裕福で暇な人物だった」「学者への転身を志した」「商売の挫折が創作の原動力になった」など、人生を一つの物語に収束させる説明は証拠不足である。ここを保留することこそ、一次情報に忠実な伝記の出発点になる。

12.4 画像の間引き読みの結果

巻6（4、12、24、36コマ）と巻7・8（4、16、32、48コマ）の間引きで読んだが、守貞自身の経歴・家業・破産に当たる記述は見つからなかった。物売り、雑業、貨幣の項目が並ぶだけである。間引きなので、他の頁は未読である。

巻7の4コマ目左頁の「鹿島ノ事触」の項は、「守貞、幼年ノ頃大坂ニ来リ、従来毎（年か）…不来…」と読める（拡大、中確度）。守貞が自分を「余」でなく「守貞」と呼び、幼年のころの大坂に触れる点は確かに読めるが、「大坂ニ来リ」の主語が事触れなのか守貞なのかは、この数行からは決まらない。後者なら概略の「浪華に生る」との関係が問題になるため、続きの行を読む必要がある。

13. 既存の研究手法との比較

本調査の副題として、史料調査の作業を AI の助けで進めた場合の効果を、既存の歴史研究・国文学研究の方法と比べる。ここでは、日本の公開資料から集めた比較の足場を示す。これは本調査自体の測定ではなく、測定の基準値の候補である。出典と確度は、別の概論「日本の歴史・国文学の史料調査の方法と、AI による作業の位置」にまとめた。

13.1 作業の段階と関門

史料調査は、文献収集、文献調査、情報抽出・整理、関係の考察、新たな発見、文書化の段階に分けられる。最初の関門は、史料が電子化されているか、電子化されたものに全文検索ができるかである。本調査で扱った書写資料は画像が公開されているが、手書きの本文は検索できず、人が頁を開いて読むほかない。次の関門は翻刻で、人手でも AI でも行える。翻刻のあとの、人物・地名・年号をまたいだ関係の結びつけは、人が行くと幅広い探索の費用が大きく、AI に向く。ただし、同じ名前の別人を見分ける同定と、翻刻の正しさが前提になり、根拠のない結びつけを作る危険がある。

13.2 公開されている人手の作業量

人手の作業量について、日本の公開資料で確認できた値を表に示す。確度は、一次が元の文書を開いて読んだもの、二次が報道や紹介である。

項目	値	確度
写本 1 点の原本調査	延べ 1 週間（日本大学の報告）	一次
国文研の調査員	約 100 人で年約 7,000 点	一次
市民翻刻	495 点、約 2 年、約 347 人、一次 465 万文字	
史料編集所の複製	2～3 週間	一次
国立国会図書館の古典籍撮影	228.80 円/コマ	一次
解説の外注（個人出品）	15～20 円/文字	二次
細川家文書の AI 翻刻	51,843 枚、精度約 70%、延べ 20 日	一次
AI 翻刻の文字誤り率	Claude 3.5 が 7.3%、Transkribus が 8.0～10.3%、GPT-4o が 11.0%（崩し字の英語圏の研究）	一次
研究にあてる職務時間（人文・社会科学）	46.4%（2002 年度）から 33.3%(2023 年度)	一次

13.3 文書化の状況と測定の見通し

日本の人文系の研究作業が、時間・費用・失敗の記録を伴って文書化された例は少ない。過程を公開した例 11 件のうち作業時間を書いたものは 0 件、方法論の本 13 冊の目次のうち閲覧申請の手順を扱ったものは 0 冊、費用を扱ったものは 0 冊、時間の目安を扱ったものは 1 冊だった。したがって、人手側の基準値は公開資料から引けない部分が大きく、測定する必要がある。ブログなど個人の記録は探索が弱く、見つからなかったことは存在しないことを意味しない。

本調査の作業そのものは、読んだ画像の枚数、トークン量、所要時間、読みの確度、見つけた事実の数、関係抽出の再現率と適合率（専門家の正解との比較）で測れる。人手側の基準値を、公開された値で代用するか、専門家に同じ課題を解いてもらって測るかは、まだ決めていない。

参照資料・調査範囲

[1] 川越市立博物館『『守貞謾稿』と川越』『博物館だより』64 号。公開 PDF。本稿では PDF 第 1 頁を確認。

[2] 「守貞謾稿概略」公開翻刻。みんなの知識ちょっと便利帳。国会図書館所蔵図をもとに翻刻。ただし自筆原本の字形は未全面照合。

[3] nippon.com「たった一人で私家版百科事典を編んだ男の軌跡」(2020)。記事。人物評価は二次的解釈として使用。

[4] 「守貞謾稿卷之一」翻刻・現代語訳。やさしい江戸案内。翻刻の異同があり、本文の校訂基準は要確認。

[5] 高橋雅夫『守貞謾稿図版集成』刊行の辞。雄山閣公式サイト。

[6] 高橋雅夫編著『守貞謾稿図版集成』雄山閣、2002。CiNii 書誌。本文・関連年表は未読。

[7] 藤實久美子「定（本屋仲間）」国文学研究資料館。公開解説。

[8] 「産業化期の同業者町における制度の変化と組織の対応」日本地理学会発表（2016）。J-STAGE。

[9] 国立国会図書館『守貞謾稿』、請求記号寄別 13-41。自筆とされる 1 冊（童戯ほか）と、書写資料の各巻がある。NDL 書誌・デジタル画像。付録に確認範囲を示す。

[10] 高橋雅夫「喜田川守貞と『守貞謾稿』概説」『たばこと塩の博物館研究紀要』6 号、1996、5-9 頁。NDL 書誌。

調査上の留保：本稿は公開資料を用いた研究ノートであり、学術的査読・新史料の発見を伴う論文ではない。資料は 2026 年 10 月 25 日時点で確認。表紙の絵は創作画像で、歴史的肖像としての証拠価値を持たない。本稿は、Claude（Anthropic の AI）を用いて、画像の読み取り、資料の調査、文書化を行った。調査の方針と判断は筆者による。読みの確度は本文と付録に付けた。

付録 調査資料一覧

本稿のために確認した資料と、確認できなかった資料の一覧である。「画像で確認」は、国立国会図書館デジタルコレクションの画像を目で読んだことを指す。読んだ画像のほとんどは書写資料の側で、書誌上は自筆とされていない。自筆とされる 1 冊は、4 行目のとおり表紙しか見ていない。「記載のみ引用」は、既存の記録をそのまま使い、今回は取り直していないことを指す。

番	資料	状態	確認した内容と、読めなかった範囲
A1 国立国会図書館デジタルコレクションの画像			
1	書写資料目録・巻 1 (pid 2592391、画像で確認 39 コマ、請求記号寄別 13-41)		3～6 コマを読んだ。概略 (3 コマ)、嘉永 6 年冬の末尾と追書 (4 コマ)、前集・後集の目録 (5 コマ)、慶応 3 年 5 月の追書 (6 コマ)。発行者の欄は「写」。読めなかった範囲：4 コマ左頁の追書の一部 (崩し字)、6 コマの「数日／数年」、7 コマ以降の巻 1 本文 (時勢)。
2	書写資料巻 5 生業上 (pid 2592394、部分的に確認 67 コマ)		9～13、24、36、48 コマの見開きを見た。10 コマ左頁に唐物町の項と、直後の「追書砂糖」。読めなかった範囲：上記以外の約 58 コマ、巻 5 の砂糖の追書の後半 (11 コマ以降の間屋・中買の記述は概観のみ)。
3	書写資料後集巻 1 (2592417)、後集巻 2 (2592418)、後集巻 3・4 (2592419)	頭尾と一部	各冊の巻頭と巻末の見開きを見た (後集巻 1 は 3、4、49、50 コマ、巻 2 は 3、4、48、49 コマ、巻 3・4 は 3、4、56、57 コマ)。後集巻 1 の本文は、12、22、32、39 から 48 コマも見つた (食類：味噌、刺身、豆腐、砂糖、饅頭、菓子、獣肉など)。39 コマ目の「砂糖」の項に、「余が舅小島」と読める文がある (確度中、名の全体は未確定)。この項の末尾は用途の記述で終わり、家業への言及は無い。「北川氏」と見えた字は、拡大して読み直したところ「此者等」の崩しの可能性が高く、取り下げた。砂糖問屋、産、閑居の語は見当たらない。読めなかった範囲：後集巻 1 の他の約 35 コマ、巻 2、巻 3・4 の本文のほぼ全部。
4	自筆とされる 1 冊 (pid 2542961、部分的に確認 40 コマ)		3、4 コマ (外題「喜田川守貞著守貞謄稿全」、狩野氏図書記と帝国図書館蔵の印) と、5 から 8、34 から 37 コマを見た。内容は遊戯、童の遊び、揚弓、馬、車、船。奥書と追書は見当たらない。読めなかった範囲：9 から 33 コマの本文。
5	書写資料巻 6 生業 (pid 2592395)、間引き巻 7・8 雑業・貨幣 (pid 2592396)		巻 6 は 4、12、24、36 コマ、巻 7・8 は 4、16、32、48 コマを見た。物売りの項目、雑業、両替の記述で、守貞自身の家業・破産への言及は見つからなかった。巻 7・8 の 4 コマ目に、守貞が自分を「守貞」と呼び幼年の頃の大坂に触れる記述がある (主語は未確定)。読めなかった範囲：各冊の他のコマ。
5a	書写資料巻 3、巻 4、巻 9 から巻 30 (pid 2592392、2592393、2592397 から 2592416)	未読	公開されており取得できる。
6	書写資料巻 2 と巻 17	存在せず	書誌に「巻 2、巻 17 欠」。別の所蔵があるかは未確認。
7	自筆稿本 31 冊 (高橋氏の記述)	所在未確認	国会図書館の書誌上の自筆は 1 冊のみで、31 冊の所在は確認していない。
A2 翻刻、現代語訳、書誌の本文			
8	みんなの知識ちょっと便利帳「概略」翻刻 (出典 2)	本文取得	全文を取得し、概略の冒頭と画像 (3 コマ) の字句が一致することを確認した。「産」の字は翻刻にも無い。
9	国立国会図書館書誌 (寄別 13-41、出典 9)	本文取得	自筆の 1 冊と書写資料が別の書誌であること、書写資料の「巻 2、巻 17 欠」を確認した。
10	nippon.com 連載最終回 (2021、「産ヲ破テ」の引用)	本文取得	引用に巻・丁の記載が無いことを確認した。
11	note「巻之五生業」現代語訳 (2026 年 10 月)	本文取得	砂糖の追書の訳。画像 (巻 5 の 10 コマ) の読みと合うことを確認した。
11a	nippon.com 連載第 1 回 (2020、「後集巻一に砂糖問屋と記されている」)	本文取得	該当の文を確認した。巻・丁の記載は無く、「裕福な商家」は記事の筆者の推測である。画像側で「砂糖問屋」の記述は未確認。
A3 既存の記載のまま用いたもの (今回は取り直していない)			
12	川越市立博物館『博物館だより』64 号、井上浩 (2019)、山川日本史小辞典の 2 項目、鶴岡市の調査報告書、雄山閣の刊行の辞、CiNii の書誌	記載のみ引用	既存の出典台帳の記述のまま用いた。原文を今回読み直してはいない。
A4 未入手の資料 (読めない・見られない)			
13	高橋雅夫「喜田川守貞と『守貞謄稿』概説」(1996)	未入手	書誌のみ確認。本文は読んでいない。
14	高橋雅夫『守貞謄稿図版集成』(2002) 関連年表 332～335 頁	未入手	書誌のみ確認。家族、小島彦兵衛の記述を含む可能性がある。
15	岩波文庫『近世風俗志』(宇佐美英機校訂)	未入手	「同八年」の校訂の扱いを確かめるために必要。図書館で現物を見る必要がある。
16	国立国会図書館のプレーンテキスト (全文検索用)	利用不可	書誌上、みなサーチの登録利用者向け。本調査の環境では使えない。
17	北川家の商業・家系の一次史料 (帳簿、問屋名簿、家督・婚姻の書付)	未発見	探索先は、商家文書、問屋の名簿、東京市史稿、公文書館。見つからない場合、豊かさと後継者は判定できない。